

◆ノートパソコン貸与基準（経済的な理由による場合）

No.	対象者の条件	必要書類
①	学資負担者が生活保護を受けている方	生活保護に関する証明書：生活保護決定(変更)通知書(写)
②	入学前1年以内において、入学者の主たる学資負担者の死亡、又は入学者本人若しくは主たる学資負担者が風水害等の災害（罹災証明書により証明されたもの）を受けたことにより、入学料の納入が著しく困難である方	死亡に関する証明書：死亡診断書(写)又は埋葬許可書(写) 災害に関する証明書：罹災証明書(写)
③	上記①又は②に準ずるやむを得ない事情があると認められる方 ※やむを得ない事情を記入してください。	
④	経済的理由により授業料免除を申請する方	貸与申請における必要書類の提出は不要

◆注意事項

- 支援対象者は選考により決定します。選考に当たっては、入学料又は授業料免除申請及び免除結果に係る個人情報を利用することがありますので、予めご了承ください。
- 3月末日までに、①～③の支援対象者には「ノートパソコン貸与許可書」を、④の支援対象予定者には「ノートパソコン貸与許可書（仮）」を交付しますので、当該許可書を【大阪大学生協生活協同組合】（以下「生協」）のPCサポートデスクに提示して、貸出手続きを行ってください。
- ④の支援対象予定者の方は、生協で貸出手続きをされる際に4か月分（予定）の貸与費用をお支払いください。授業料免除結果により支援対象者を選考し、貸与申請が正式に認められた方については、残りの8か月分の貸与費用を大学が負担します。貸与が認められなかった方については、貸与を継続する場合は残りの貸与期間に相当する費用を支払ってください。
- 申請において虚偽記載及び偽造等が判明した場合は、貸与許可は取り消され、その間の貸与費用を支払っていただきます。

◆貸与費用

- ①～③の支援対象者 半年/1年 無償
- ④の支援対象予定者 4か月分 16,720円（消費税込）を貸出手続の際にお支払い願います。授業料免除結果を基に選考し、貸与申請が正式に認められた方については残りの8か月分（予定）を大学が負担します。

※参考 貸出費用（有償の場合） 1年 50,160円（消費税込）、半年 25,080円（消費税込）

◆ノートパソコン貸与申請書の提出先

大阪大学教育・学生支援部 教育企画課 学務情報係
〒565-0871 大阪府吹田市山田丘1-1